

おいらせ町移住支援金提出書類チェックシート

必須要件	
転入前	
次に掲げる要件にすべて該当すること	
①	おいらせ町に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に居住していたこと、または東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に通勤していたこと。
②	おいらせ町に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区内に居住していたこと、または東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3カ月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とみなすことができる。
転入後	
次に掲げる要件にすべて該当すること	
①	申請時において、転入後1年以内であること
②	移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思があること
その他	
次に掲げる要件にすべて該当すること	
①	暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと
②	日本人、または外国人であって「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
③	過去、10年以内に移住支援金を受給していないこと。
④	おいらせ町および青森県が対象者として不適当と認めた者でないこと。

※ 東京圏・・・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県(ただし、以下の条件不利地域は除く)

- ・東京都 : 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県 : 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県 : 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県 : 三浦市、山北町、真鶴町、箱根町、湯河原町、清川村